

新潟縣公民館月報

發行人
 新潟縣公民館連絡協議會
 新潟縣教育廳
 社会教育課内(電話7954番)
 九月号

祝詞
 本日第四回県下公民館大会に参列し、心からなる祝辞を述べることの出来ましたことは、私の最も欣びとするところであります。

新日本の国是は、平和な文化国家の建設にあることは申すまでもなく、國民一人一人の知性と教養を高めることのみ実現されるのでありまして、ここに社会教育の重要性が潜んでいるのであり、従って、そのセンターである公民館の使命は誠に重大であるといわねばなりません。幸にして本県におきましては、皆様方多数の御厚力により、公民館建設において、あるいは員において他県より注目の的となつていまして、労々私の敬意を表して置くところであります。然しながら公民館は、その組織機構において改善の余地もあるのでありまして、皆様の一層の御活躍により、問題の解決を期待すると共に、県においても充分なる援助をおしまいものであることを申し上げまして祝辞といたします。

昭和廿八年八月四日
 新潟縣知事 岡田正平

論壇

公民館の起債と次に来るもの

甲田敏郎

公民館は図書館と共に有力な社会教育施設であることは論をまたない。従つて、その施設の貧困は致命的欠陥である。

本県の公民館の状況を見ると新築(八〇%)、修繕(二〇%)は極めて少ない。施設の貧困を認めざるを得ない。本館の八二%が併設で、或は学校の一角に、或は役場の片隅に居候生活を送つてゐる現状である。社会教育法(以下「その」)の公民館の今後に大きな役割を演ずる施設を在民の集合その他の公共的利用に供する「等は不可成り得ず、然しながら、起債が認められる

一方町村民も「独立の建物等」として、むろみに喜ぶ要望し、口々に「町村理事もべきではない。即ち次に来るものその必要性を論じて居ても、悲は許可を得ることであり、そのしい哉困難の實際に実現得ないものが多かった。幸にして、去る特別国会において「地方財政法の一部改正」が行なわれ、「文」の起債の起債が認められるに至つたことは公民館にとつては朗報であつた。

省れば、過去数年の間、事ある可き受けて新築されると共に、社会教育活動の「拠り所」となり、文字通り「文化センター」とならねばならぬ。

起債の認可の次に来るものは「起債の許可」であり、「枠の拡大」である。今後これに力を盡して運動すべきであらう。

(県社会教育主事補)

第四回県公民館大会

切実な叫びとなつた専任職員問題

特に出席した岡田知事

本会主催の公民館大会は、八月四日明確にするなど多大の収穫裡にヤヒヤ。それに地元新潟市及び公日新潟市公会堂に開催され、岡田無事終了した。幸にして天候に恵まれた多様な援助もあつて、例年知事も特に出席し、「上項の如く」いかなる援助もおしまないもので、あつたので早朝から会場に参集、予民に於ける情熱のバロメーターと想外の出席に役員はビックリ、ヒして高く評価されるべきであらう。

本会主催の公民館大会は、八月四日明確にするなど多大の収穫裡にヤヒヤ。それに地元新潟市及び公日新潟市公会堂に開催され、岡田無事終了した。幸にして天候に恵まれた多様な援助もあつて、例年知事も特に出席し、「上項の如く」いかなる援助もおしまないもので、あつたので早朝から会場に参集、予民に於ける情熱のバロメーターと想外の出席に役員はビックリ、ヒして高く評価されるべきであらう。

超短波開始式盛大に挙行

彌彦の半間君が感謝と期待の言葉を

県教育委員会の計画になる超短波に挙行された。波による教育放送の開始記念式は去る八月二十四日午後二時から越

社会教育研究町村決る

新たな観点に立つて銓衡

県教育庁では各地で行われてい「委」研究町村は向う二カ年間にわたる社会教育活動の実情をとりえ、たつて「勤労青年教育を中心とする地域にそつた社会教育計画」の研究をすすめる予定で、勤労青年教育研究町村の設置について準備中であつたが、このほど次の六ヶ町村が決定した。

研究町村の選考にあつては、山村、平山村、平村、漁村、人口九千未満の町、人口九千以上三万未満の町、人口九千以上三万未満の町、人口九千以上三万未満の町、西蒲田町



佐自治会館、文部、郵政両省並に県下各界各層の代表者、さうして番組担当講師など約百五十名に及ぶ来賓の臨席を得て盛れぞれ一カ所が選ばれたが、県教育委員の揮毫は岡田知事

後任幹事に

安澤氏が決定

八月二日開催された評議員会において、公民館委員幹事任されたため辞表を提出されていた小沢野津治(両館漁沢)幹事の後任は、安沢純正氏(刈羽刈羽)に満場異議なく決定された。

青年學級振興法公布さる

本年度の補助は六十時間以上

青年學級振興法は八月十一日法律二二一号で公布されたが同法第十三条及び附則第四項の規定にもとづく施行令は十四日の閣議で決定、政令二二三号として八月十八日公布された。同政令の全文つきを通り。

なお本紙前号に記載した同法案には多少、予句に相違はあるが、大要には変更はない。

青年學級振興法施行令

内閣は、青年學級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)第二十一条、第二十三条及び附則第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 (國が補助する経費の範圍)

青年學級振興法(以下「法」といふ)第十八条の規定により國が補助する経費の範圍は、青年學級主事、青年學級講師及び青年學級講師補佐の給与又は報酬に要する経費及び青年學級のための教材に要する経費とする。

又、給与の種類は、文部大臣が定める。

第二條 (補助金交付の申請)

青年學級を開設する市(特別区を含む。以下同じ)町村が法第十八条の規定による補助金(以下「補助金」といふ)の交付を受けようとする場合においては、当該市町村の教育委員会は、青年學級運営補助申請書(以下「申請書」といふ。)(に事業計画書、収支予算書その他必要な書類を添えて、これを昭和二十八年六月三十日までに)

第三條 (補助金交付の決定)

文部大臣は、前条第一項の申請書を受け受理したときは、補助金の交付を要する若しくは補助金の交付を要しないとの場合においてはその額及び交付の条件を決定し、その結果を三十日までに、都道府県の教育委員会を經由して、当該市町村の教育委員会に提出し、文部大臣に提出せねばならない。

第四條 (事業計画の変更等の届出)

市町村の教育委員会は、前条の規定による補助金交付の通知を調査し、又は市町村の教育委員

第五條 (補助金の目的外使用の禁止)

市町村は、補助金の交付を受けたときは当該補助金を、当該補助金の交付を受けた目的以外に用ひてはならない。

第六條 (事業報告書及び収支決算書の提出)

補助金に係る青年學級(以下「學級」といふ)は、七月一日及び六十時間以上とする。

第七條 (調査及び報告)

文部大臣は、交付した補助金に係る若しくは、昭和二十八年十月三十一日までに、青年學級補助報告書を提出することを求めることができる。

第八條 (都道府県の教育委員会の事務)

文部大臣は、補助金の交付及び返還並びに前条の規定による調査及び報告に関する事務の一部を都道府県の教育委員会をして行わせることができる。

第九條 (都道府県の補助についての報告)

都道府県は法第二十三条に規定する補助をする場合に、文部大臣は、同条の規定により、当該都道府県の教育委員会に對して、その補助の額、補助の比率、補助の方法、補助の要件、補助する経費の範圍その他の事項について、当該年度の七月三十一日までに、青年學級補助報告書を提出することを求めることができる。

第十條 (昭和二十八年年度における国庫補助の要件の特例)

法附則第四項の規定による開設期間及び学級時間数は、それぞれ、七月一日及び六十時間以上とする。

第十一條 (書類の様式)

申請書その他の政令の規定により作成すべき書類の様式は文部大臣が定める。

附 則

一、この政令は公布の日から施行する。

二、第二条第一項の申請書の提出の期限は、昭和二十八年年度においては、同条第四項の規定にかかわらず、昭和二十八年十月三十一日までとする。

三、社会教育法施行令(昭和二十二年政令第三百八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公民館の事務に従事するもの」の下に「(も)青年學級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級を担当する青年學級主事、青年學級講師及び青年學級講師補佐を除く」を挿入し、同条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

提案

△本紙も既に半歳を過ぎ、なかなかの成長振りを見せています。それにしても読者の声、投稿の少な過ぎるのを見ても、いささか残念です。△紙上の匿名もまた結構ですが、原稿には住所氏名職業を明記して頂きたい。△原稿用紙はどんなものでも結構ですが、編集都合から行を十五字位にして書いて頂きます。△期限は何時でも結構ですが、毎月の二十日を一つの期限として頂きます。△採用のめんどりは謝辞を呈しますと言いたいのですが、そこまででは発音不発音、いま書く暇と待つて頂きます。△せんとん投稿して下さい。

公民館向圖書

優良圖書推薦のことは

私達が新しい時代の進行にとり残されないように、新しい社会体制に適応するためには先ず第一に私達自身がいつも新しい知識を身に付けることが大切であると存じます。

この意味におきまして印刷局では社会教育関係の優良圖書を兼ねにしかも当面の問題を極めて具体的に編集し、たくさん発行致して居ります。みなさん是非お奨め致し、手にして下さい。

印刷局刊行図書新瀧県普及事務局

吉川浩次

公民館運営の手引

文部省公民館研究会編 A5判 100円

公民館質疑答集

文部省公民館研究会編 A5判 8円

※全国各地の公民館よりの質疑(公民館の企画、運営、技術財政等に関するもの)を随時集積し、わかり易く解説した。

再版出来!

優良公民館の実態

文部省公民館研究会編 A5判 48円

※本書は優良公民館として、文部大臣賞を受けた十二公民館の実態を分析、研究し詳細批判したものである。

新刊

僕らは生きぬく

勤労青年諸君に贈る

判頁 100円
B 2100円
C 1600円

全国の青年學級生から採集した生活記録の優秀な作品を高橋を収めた勤労青年必読の書

申込方法 新瀧市 越佐自治会館内
新瀧県官報販賣所又は新瀧県社会教育協会宛

文教施設の起債国会通る

公民館建築には一段の努力必要

かねてから公民館活動の隘路と一部を改正する法律案」として「夕」が挿入された事によって、公にして指通され、これが打開の望。昭和廿八年七月十六日衆議院を、民館は起債することが出来る様にし続け、各方面で猛進運動をして、同月廿五日参議院をそれぞれ通過した次第である。「文教施設」については「地方財政法のほかに」「その他の文教施設云々公民館」としなかつたのだらうが、

戦後の日本を洞察したある英人、日本を評して「コウエ」もしくしく思った言葉であった。その方面に行なわれて、

余の欠く言葉ではあるが、ある程度肯定せざるを得ない。三才までの八年間、それだけ政治、経済、外国語等、科学うを感じがする。これと英國の、

ある刑務所、社会教育の対象は先づ第一にこ、

でオックスの設備に向けられている。政府、他に目立ったことでは、生活

フォード大の狙いは一週少くも一回、この協同組合の教育活動で、例えば、

立問 実、しかもその二十五年の二群で、八十二才の子供が小学校へ行く年齢に重

人の中から見れば、スクエア、認められていること事であった。費用は半額が地方府の負担で

参考までに地方財政法第五条の全文を掲げれば次の通りである。

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の支出は地方債以外の収入をもつて、その財源としなければならない。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行なう事業(以下公用事業という)に要する経費の財源とする場合

二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付を目的として土地又は物件を買収するに要する経費の財源とする場合を含む)

三 地方債のために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 普通税(入場税、地区税、狩猟者税、電気ガス税及び法定外普通税を除く)の税率が、いすれも課税率以上である地方公共団体において、戦災復旧事業費及び学校その他の文教施設、保育所の厚生施設、河川、道路、港湾其他の土木施設等の公共施設の建築事業費の財源とする場合

2 特別区が地方債をもつて前項第五号に掲げる事業費の財源とすることが出来る場合は東京都が地方債をもつてその財源とする事が出来る場合でない場合はない。

コチツクは今回の改正内容

新発田市より加治川の清流を眺めながらバスでのほろこど

約一時間、飯豊山のふもと、湯二位に入賞している充実の平温泉や鉄鉱山で知られた赤谷村につく。全村戸数六九一、その中農家二九六、鉱業二六七、その他二二八という独特の職業構成を持ち、都市近郊村の持つ特殊の性格のなみを持つこの公民館は至極簡潔だが、五八坪の独立した建物を持ち、昨年度施設優良公民館として県より表彰されている。独立公民館という施設が如何に村民一般に幸いがられているかは朝館以来村民一般の各種の集まりが殆んど利用されない日は一日もないという。この公民館の二三の活動状況を拾つてみよう。

公民館「飯豊」が県コンクールで二位

公民館「飯豊」が活動の主体となつて、プリント印刷だ、小中学生の画が表紙の一頁をやらせ、説教、随筆、伝記文芸、各種行事の連絡、図書

市内に於て興じているのは、実に楽しい村、明るい公民館を思わせる。青年の柔道クラブも仲々盛んであることも新発田地区の柔道大会に一等を獲得した賞状が公民館の壁面に掲げられてあるのを見てもわかる。

○読書活動
蔵書冊数五〇〇年四万円の図書費を費しているが近來者利用が増加して毎月の購入図書では到底の読書欲に飽き切れないと嬉しい悲鳴をあげている。

○青年学級
他町村よもその開設は一定おこなわれているが、山村の深刻な三男を多くひきつけて、実態調査に基く教育計画のもとに真剣に運営されている。通年制で、夏間実施、既に今年七月から開始されている。また部長さんをお導いて、役員、専任書記の方々各村の幹部青年二十数名を導きつけ岩船郡瀬波町に三日の宿泊教育講演会を行つた。活発な活動を開演している。

○レクリエーション活動
氷い雪中山生活から起る車馬性をレクリエーションや、スポーツによつて打破し、生活を明るくし楽しませようとの願望と共にこの活動の推進につとめている。他村に比し一早くゲートボールを購入して、明るい楽しいゲーム



赤谷村公民館

北蒲 赤谷村公民館

城 原動力は青年の情熱

部落公民館の新築

中頸城には独立建物、非常にならぬ。これは後進的性格、公民館がまだ軌道にのらない証拠と見られ、でも仕方ない。しかし最近分館建築の重要性が関心をもち、注目し、簡単に中頸城の分館建築をあげて見る。

平丸村

上平丸分館四間の五階総一階、廿五年二月部員協力の協力で総工費四〇万円

下平丸分館五間の六階総一階、廿五年秋部員協力の協力で総工費六〇万円

寸分道公民館三間の五階総一階、廿六年十二月部員協力の協力で総工費四〇万円

特に、いづれも原動力は青年であり、学校建築と並行して山から木を切り、運ぶのは全部青年の努力であった。いづれも下は遊び場、作業場等となり、二階は講堂、講議室等となっている。

寸分道に至ってはわずか廿三戸の部落民が協力して一里余の山道に管気をひき、公民館を建て、陸上には製糖機がうなる電

気の恩恵をはじめて味い、この公民館で映画会を頻き、はじめ

て「キー」を見た老人等も多くなり、二十三日でも前集すれば、その急ぎぶりは驚きの的である。

この村は地すべりの村、長野県

と隣し、村総費三八〇万という湯町村那内、二の選材である。一九五分館 四間の六間 廿五

公民館の備物に対する入場税の免除については、さきに本紙

の免除については、さきに本紙一〇(二月二〇日附)に記載し、より保護されている文化財の展示場への入場税についても免除が、今回更に映画についても免除されるよう改正された。即ち「地方税法の一部を改正する法律」(法律二百二号)で同法

七十八条に第三項(映画について)第四項(文化財について)が新に附加されたもので第三項は映画会につ

いては公民館は①純金の全部を社会教育のため

に支出すること②関係者が何らの報酬を受けな

いこと③県条例で掲げる条件(回数や料金額)にかかわらず

以上の条件に該当すれば入場税の免除が為されることを規定

第七十八条(一及び二は略)の免除が為されることを規定

第七十八条(一及び二は略)の免除が為されることを規定

第七十八条(一及び二は略)の免除が為されることを規定

第七十八条(一及び二は略)の免除が為されることを規定

第七十八条(一及び二は略)の免除が為されることを規定

第七十八条(一及び二は略)の免除が為されることを規定

第七十八条(一及び二は略)の免除が為されることを規定

年十二月、総工費一八万円、青年会員だけで建てた特異性をもつもので、部落の人達があれよあれよと言ううちに不可能を可能にした例として、青年達の情熱がいかに強烈巨つ偉大な力源

3 道府県は、前項に規定する主権者が主催する映画を催す場所への入場に対しては、当該映画の催しに係る純益の全部が社会教育及び社会事業等のために支出され、且つ、当該映画の催しに關係する者が何らの報酬を受けない場合で

当該映画の催しに當り、当該道府県の条例で定める料金額等の条件に該当するとき限り、当該道府県の条例で定めるところ

によって、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

昭和三十五年法律第二百四十四号の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例で定めるところにより、入場税を課さないことができる。

く、集積所兼集会所としての計画に変更し、四六坪、三五万円を投じて二六年一月建設

この外高田から妙高への途中和田村地内を通ると、消防小屋を営んだ新しい集会所として由中公民館の新しい看板が、中頸、中頸では作業所を兼ねた片貝公民館を作り、

或は単独建築、或は作業場、消防小屋を一部に抱えようとして

統々作られ、又作られようとして

いる。この中で特記すべき事は、其の原動力が、平丸、湯町を中心として、青年の情熱である事、作りあげたものが、集会所として

随分利用されて来ているという事

より位置し、よい設計とされれば、必ずしも部員協力の中心として活用され利用される様になる

という事である。

青年学級と入場税

青年学級振興法の制定により、その附則で地方税法の一部が改正された。即ち同法七十八条(入場税の課税免除)に新に「青年学級振興法第二条の青年学級を開設する者が挿入されたからである。

従って「青年学級を開設する者」は、社会教育関係団体と同様に取扱われることとなり、純益の全部を青年学級のために支出することの關係者が何らの報酬を受けないこと業者が出演しないとき

以上の三条件を満すときは入場税が免除となり得ることとなる。(但し映画の場合は出来ない)

以上三条件を満すときは入場税が免除となり得ることとなる。(但し映画の場合は出来ない)

以上三条件を満すときは入場税が免除となり得ることとなる。(但し映画の場合は出来ない)

以上三条件を満すときは入場税が免除となり得ることとなる。(但し映画の場合は出来ない)

以上三条件を満すときは入場税が免除となり得ることとなる。(但し映画の場合は出来ない)

以上三条件を満すときは入場税が免除となり得ることとなる。(但し映画の場合は出来ない)

近代の感覚鋼製パイプ折疊椅子

※会議に、集會に、催し物等に最適

●皆様の町に村に一番必要な

スマートで明るいパイプ椅子を是非!

☆御希望の方にはカタログその他至急御送附申上ます

☆各種椅子張替、張直し修理等に出張も致します

(但し30個以上に限ります)

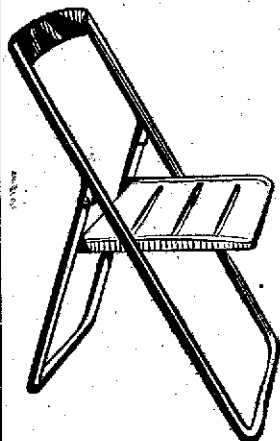
新装商會

椅子張替諸材料卸販売 椅子製作及修理

発売元

営業所 新潟市東区4 電話 3790番

NO.1パイプ・クリン・公色焼付モケット・ビニール ¥1,500



NO.2パイプ・クリン・公色焼付シート・セラ ¥1,300

青年学級の諸問題

(其の二)

猪 股 武 雄

⑧ 編 成
 年合は中学校卒業より二十才までを対象とするのが多く、二十才以上は他の教育機関で考えておく方がよいとされている。
 超短波放送取組範囲の青年学級構成別と受講生の職業状況は次のとおりである。

⑨ 経 費
 廿七年度の県下二学級平均の経費は四万一千二百六十円、生徒一人当たり五百五十三円になっており、全国平均よりもやや下廻っている。廿六年度の山形県における全国青年学級研究集会における財政部会の結果は、戸数千人、人口六千の村の青年学級経費は、最低二十九万から四十六万位が標準であるといっている。廿七年度の研究青年学級の状況は前号の表のとおりである。

青年自らの課題を共同て研究

以上青年学級の一般の問題についているため、各学級ともこの傾向について述べたので、以下教育計画にあり「法」でもこのことが特に強く考えられているはずである。農村の場合、農閑、農繁の時期や出張や在村の状況を勘案しての年間プログラムをもつことが必要である。⑩ 基礎調査を徹底的に行うこと

従来は社会教育の各種講座は、思ったより参加的のものが多かったと言われていたが、青年学級においては、最近、年間通しての事しているから農業に関する知識プログラムをもつことが強調され、技能を与えてゆく」といふことは、

活にわたって、その日その日の生活と取り組んでいる勤労青年の関心は、現実のきびしい経済生活をどうして切り抜けるかにある。従って、日常並面する生活上の最も緊急を要する問題を、各自持ち寄って、皆で討議し、研究し、指導者はこれに対し適切な指導助言を加えて解決を早めてやる、ということになる。言いかえれば、青年自身の手で彼等自らの課題を設定し、それを変化あり且つ興味ある各種の方法を用いて解決してゆく一連の過程が確められることになる。「青年学級は施設でも場所でもなく、青年の自主的共同研究そのものであり、指導は個別指導に空しく始めて理想的な姿になる」とまでいわれるものがある。講義、討議、読書、通信教育、視聴覚教育、デモンストレーション、グループ活動、プロジェクト設定、実験、調査、発表、見学、レポート等々、あらゆる社会教育の方法技術が用いられねばならない。

このうち一齊授業式の講義は、青年学級には最も不適宜な形であるが、指導者の不足、施設、教員の不備等のため講義中心に終っているものが非常に多い。その反面、最も必要な方法とされているグループ研究活動とか、プロジェクトをもつて研究することなどが不十分である。二十才以上の者は別の教育機関に研究し、二十才以下の青年が入って共に研究してゆく組織が必要となる。⑪ 職業教育を中心とした問題解決のキャリアラムであること

産業に必要な技術その他の能力を修得するには、二十才前の青年時代が最もよいといわれている。而も勤労青年は、現にその職業に従事しているのだから、産業に関する知識、技能を与えることは自分達の課題を解決する事に役立ち、而もそれが生産の上に即ち役立ち、即ち効果が現れてくる。此事からも職業教育は、社会教育にこそ最も重要視されねばならない。従って職業課程を中心として、それに密接に関連をもつ最少限度の一般的教育を結びつけてゆく事であるが、講師や設備の関係で、本県の場合、一般的な教育偏重の傾向にある。学校教育、社会教育の本分領域の点からみて、教科指導を社会教育で担当すべきかどうかには多くの疑義がある。社会教育には社会教育の機能がある筈である。学校教育では果し得ない、超域的な機能としての独自の使命なり役割をもつて居る筈である。それを果さないで、専ら学校教育の残滓を拾って、その余剰的な機能に走るといふことは社会教育にとつては後退をいみする。社会生活を高め、秩序を維持発

自然	社会	職業	生活
形式	形式	形式	形式
無意	無意	無意	無意

なものから、それに伴う風土、気候、歴史調査、統計の編纂、生産と消費の経済関係、時事、政治にまで及び、これらに關係のある一般教育がそれぞれの箇所において取扱われる事になれば、表作といふ單元を中心(Goal)としてあるゆる領域が展開される事になる。このことをもう少し学問的に裏付けるために、進士学の出合助教授の考えを掲げてみよう。

氏は学習の深さ三層と領域を上の図のように構成している。青年学級の学習は自然、社会、文化三つの領域に亘る問題、又はその一つの領域に該當する問題、あるいは他の二つの領域と関連をもつ、学青年たちが自身の生活の中で行われる無意図的学習の層より持ち寄って、意図的研究活動を展開し、いまま、自分が身につけてきた基礎能力を利用して解決してゆくものの中へかえり、やがて中心がある。その場合、一般教育が必要になったら随時基礎的学習(これには形式となるものも内容となるものも学習がある)の分野に入るが又意図的研究学習(問題解決学習)にかえてゆくべきである。このことを下の表で表現した(つ)も、従って青年学級のキャリアラムは多中心に編成し、基礎的学習(教育者一教科教育)に重点をおくべきではないといっている。

この三つの領域中、自然の領域に職業教育の分野は含まれることになる。青年学級では学習領域において「自然」の分野が「層」において「意図的研究学習」が中心になるという(以下次頁)

銃砲刀劍等の登録制度が昭和二十五年十二月二十日から施行されたがその成績は必ずしも良好といいたく未だ多数の未登録があるものと認められ又旧銃砲所持禁止令によって所持するものは昭和二十六年三月三十一日までに県教育委員会へ登録証に書類の申請をしなければならぬとの既にして大部分の重複は終了したものと認められるが未登録未済のものには至急登録申請を要するから新規登録及び書類登録とも未済のものは至急登録を要することを要するのである。一般には登録を要したものでないけれども所持出来ないのであることを未だよく知られていないために不法所持として処罰されるものもあるは甚だ遺憾であるから、所有者又は所持者はすみやかに登録を要するのである。

一、新たに発見した場合の登録
手続については
家庭の修理又は大掃除或は遺品の整理等に際し偶然発見された場合等は第二十条の規定によりすみやかに最寄の警察署へ届出て警察署から発見届出受理証の交付を受けて

登録証なきものは所持出来ず

の受理証を登録申請書に添付して県教育委員会へ提出する
新規発見に係る登録申請及び旧許可証の登録証への書換申請がある程度進んだ場合
県教育委員会は審査の日時会場を各申請者に通知するから申請者は現品(書類申請者)は旧許可証を持参審査を受け登録証の交付を受ける場合登録手数料として一件について五十円を徴する

一、譲受又は売買交換した場合の手続について
登録を受けた銃砲刀劍類を譲受、譲渡又は売買交換した場合は譲受又は買主から所有者変更届出書を県教育委員会へ届出ねばならない。なお新たに発見の場合警察署への届出は合法的届出であるから躊躇するやうな積極的に行われ警察署からは必ず発見届出受理証を交付されることになっているのである。終りに特に注意を要するのは若くこれ等の手続を故意に怠った場合は不法所持或は届出の義務違反としての罰則があるから該当の場合にはすみやかに履行されることが必要である。

銃砲刀劍の登録について

「自治体が行う広報活動と公用文の改善」についての県広報文書研修会が八月八日かけて妙高、浪波、四津、湯沢の四会場で行われたが参加者は市町村職員(中には村長、助役の顔もみえた)、公民館関係者、員職員など四百名を突破するといふ盛況ぶりであった。また加えて新しい試みとして町村の実地活動についての情報交換を一つのねらいとし、地方事務所教育出張所に管内の出版物による広報、視聴覚による広報の各部門別代表の推せんを依頼してあつた。



新しい試みの情報交換

県営体育館実現なるか?

県下一斉募金運動開始予定

本県は年間を通じて屋外活動の具体的な目標は次のとおりであることができる機会を少なく、特に冬一、着上、昭和二十九年三月一日期はこの全活動を開始するに表二、竣工、昭和二十九年六月末日庶せねばならぬ現状において表三、総経費、八千三百円
一、県民のための体育、レクリエーションの研究と実践の中心となるべきスポーツセンターを持たな
二、規模、定数四千
三、建設予定地、新潟市白山陸上競技場メーンスタンド裏側
四、一階、二五〇六平方メートル
五、二階、一四二〇平方メートル

近年その方面の有識者並びにスポーツ愛好県民の関心が昂まり、その一つの解決的施策として県営体育館建設の要望が強くなり、建設期成同盟会が結成された。全県民の協力を願う。

全町村が出席

刈羽郡社会教育大会開かる

刈羽郡社会教育協議会では、八月二十四日柏崎市公会堂にて協議会議員、教委、社教委、公民館関係者、青年会、知人等々の約二〇〇名の参加を得て「社会教育大会」を開催した。

当日は二十三町村全部から出席があったことは、如何に参加者が熱心に社会教育を考えているかを物語ると共に、企画のよろしきを得たことを示すものであろう。

会は定刻より、安沢会長の挨拶に続き、神戸地方事務所長、県社教課長代理、増井主事、近藤地教委連合会長、野野本副会長等の挨拶、丸山本会会長の祝電披露があつて、幕を開けた。

会は教育庁出張所の丸山茂利氏に報告、次いで甲田県社教主事、長、地区警察署長、地方事務所長、協議会代表、議長会代表、老人の人權を無視するやうな事例が各地で見受けられる。

この様な点を是正するため毎年九月十五日を「としよりの日」とし、それから一週間を「としよりの日」として、全国的な国民祝賀員具の展示と美演が行われ、午後からは日本経済新聞社の「としよりの福祉週間」の音頭取、即田梅松氏の「朝鮮事変と日本経済」の講演と鶴川村の郷土文化が、これ等の行事を実施するに当たり最も関係の深い公民館が積極的

たが、その代表者からいすれも西ソ放逐やその他いろいろの資料心の体験を発表、研修会を更に意に使用したいから発行都度県庁文書広報課へも送る様文書広報課では、なほ、公民館報や、村報は、う望んでいる。

「としよりの日」

選挙の公明化は選挙の時だけの問題ではなく、選挙人が政治に高い関心をもち、選んだ代表が真に政治の公明化に努めているかどうかに関心を示すことにより達成できるものである。

県公明選挙推進協議会では、県選出の代議士による国会討論会を左の通り計画、多数の参加を希望している。

下越 新潟(公会堂) 九月八日
中越 長岡(公会堂) 九月九日
上越 高田(大町中学) 九月十日
(共に午後七時より)

●公民館の動き出すのも感々、これからという感じがする、落つた大りの収穫が待っている。●六月未から痔の手術で、すつと病床で呻吟していた。あつと思われる。●編纂委員が、八月も終りに近い頃、ひよこ。この元気を後を思っていた。●さあ、編纂委員の顔色が白くなって美男子になったの、雑物を取って捨てたら蘭子は尻上りだつた。●ハイゼツの具合はいいが、正に断腸の思いだ。●すつと、か、正に断腸の思いだ。●すつと、か、正に断腸の思いだ。●すつと、か、正に断腸の思いだ。

自由

●変則的な罰数や、雨降り続きで、あつち増水の被害を、受えた今年の夏は、随分と呪われたものだ。●しかし、朝夕も漸く涼しくなった。天宮へ陽照り、言葉通りの季節が近づき、秋が来たようである。

●秋の気配が、八月も終りに近い頃、ひよこ。この元気を後を思っていた。●さあ、編纂委員の顔色が白くなって美男子になったの、雑物を取って捨てたら蘭子は尻上りだつた。●ハイゼツの具合はいいが、正に断腸の思いだ。●すつと、か、正に断腸の思いだ。●すつと、か、正に断腸の思いだ。



紹介

図書施設の充実をはかる

中蒲 横越村公民館



図書施設による図書館の普及し、機構と運営
 ていない現在では、公民館図書施設がこれに代り、住民が自ら求めて自己の教養を高める唯一の機関として、十分な機能を果たすべく、本館においては、一般的に云って、図書施設の充実と比較的力を注いでいる。中でも五泉町公民館の如く、図書部の運営を公民館経営の中心として活発な動きをみせ、着々実績をあげているところもある。

ここで紹介する横越村公民館は、村部として、図書施設の経営努力を力しているもので、村は戸数約一五〇〇戸、人口約一〇、〇〇〇人の平村で、比較的交通の便はよく、新潟市、新津市、亀田町に連なり、村内には北方博物館があり、村民は文化的欲求を、満たすには割合に恵まれた環境にあるが、更に公民館図書室の利用により、文化的教養の向上をはかるべく、概略左記のよう運営をしている。

本館の図書施設は昭和二十五年に始まりの現在に至っている。

横越村公民館

公民館書庫委員の一部七名をもつて図書部が構成され図書部長を置き、予算その他図書関係の計画を協議する。

2、施設
 一、図書室は独立した公民館の隣三七、五坪、三面が硝子窓で極めて明るく。
 二、開架のための大机六ヶ、椅子一七脚。
 三、部室巡回貸出しのための五〇冊入図書箱七ヶ。
 四、この部室は暗室設置完了し

生活改善を推進する

東頭 菱里村婦人会

東頭が長野県と境を接する所隣接習慣を一掃しなければならぬと菱ヶ岳の麓吉敷七百人口三、五の念願に燃え、会員一同と相計り〇〇人の一山村、菱里村は婦人会先づ結婚衣裳の共同使用を計画が村進路の大きな隘路の力として、これが資金としてボロボロ、数字を懸命の努力を継続してきて、全村的に婦人会の手で行い、昭和廿三年現会長和泉三子さんが会長に就任するや冠婚葬祭、季節祝儀一束宛の供出を行い、多額の費用を消費する愚行の悪合計八万円の資金を獲得する事が

簡単に映写ができ、ラジオ、電燈、レコードの設備もあって便利である。
 3、予算(図書購入費)
 昭和十七年度 九〇、〇〇〇円
 昭和十八年度 八〇、〇〇〇円
 右は公民館予算中事業費の約一五割に当る。
 4、現有冊数 二、八〇〇冊、住民一人当りの約〇、二九冊。
 5、図書購入、毎月約四〇冊、年間約五〇〇冊。
 6、貸出状況、過去二三年の一ヶ年平均は六、五〇〇冊から七、〇〇〇冊で月平均約六〇〇冊、部室貸出しは七部室全部に実施、毎月一回交換する。

出来た。
 これに依って花嫁衣裳を四組購入し婦人会が管理して公民館に保管し一回五百円で貸用することに、最初は遠慮したり大反対したりした、村民の伝統を破る困難性等いろいろの障害があったがその難言は直ちに普及され現在は殆んど個人で新調する人はなく共同衣裳によって、人生の門出を祝福し合っている。
 自村許りでなく他村にまで貸出ししている。村当局の理解もあり夏は夏物を、冬は一組新調し整備されて結婚衣裳に對する「喜慶は一掃された、斯くすることに依り式の方法も自ら簡素化された。
 昭和二十六年大原部落における水道工事山腹の水線を利用して二十余戸に施設を完成したがこれも婦人会として村当局に交渉した大いなる功績を見逃す訳には行かない。更に便所の改良には村振興会と協議し一件に対して五〇〇〇円の補助金を出す等の促進策を講じ全村の半數位は便所を改良し理想郷の實現も遠くないことではあるまい。

現在では燃費節約と火災予防と衛生的の見地から床風呂の奨励普及に力を注いでいる。これらの事業は和泉会長自ら実践し機会ある毎に説き廻っている。村当局も婦人会の活動と手続力を協力し全村一体のうるわしい村創の運動を地味ながら実行している。
 (東頭出張所 保坂信昭)

おち穂

▲残置敷し……という所でしよが、今日この頃の、すずきは季節が一足おひに十月に入った様で、少なからず私達をかわてさせています。▲十六特別開会が開会されて、今まで棚上げになっていた社会教育関係の法案も次々に可決されました。曰く青年学級振興法、曰く文教施設の起債の問題が含まれる「地方財政法の一部を改正する法律」公民館に於ける映画の免税の問題が含まれる「地方税法の一部を改正する法律」等々早速発表されたので本号に掲載致しました。▲なほ、同国会、先般離島振興法が可決されました。これによると佐渡がこの対象の中に含まれ、年約一億円の国庫の屏が開かれるのだそうです。勿論社会教育の面でもこの恩恵に浴す事がむしろこの面では内地振興法でも可決してもらえなかった様です。すねエ……約二ヶ月に亘って手術のため休養を始め、内部の方々に大変御迷惑をかけて来ましたが、ついで二十四日に帰って参りました。可愛く、可愛く、本号ではでもお贈立は……かり甲田さんのお世話になっていました。▲最後に公民館大会の目的の趣意を忙しの中、七月、次いですべ八月号と編集をしていただいた甲田さんと社説の木村春作さんにお詫ごとお礼を申し上げさせていただきます。

出来た。
 これに依って花嫁衣裳を四組購入し婦人会が管理して公民館に保管し一回五百円で貸用することに、最初は遠慮したり大反対したりした、村民の伝統を破る困難性等いろいろの障害があったがその難言は直ちに普及され現在は殆んど個人で新調する人はなく共同衣裳によって、人生の門出を祝福し合っている。
 自村許りでなく他村にまで貸出ししている。村当局の理解もあり夏は夏物を、冬は一組新調し整備されて結婚衣裳に對する「喜慶は一掃された、斯くすることに依り式の方法も自ら簡素化された。
 昭和二十六年大原部落における水道工事山腹の水線を利用して二十余戸に施設を完成したがこれも婦人会として村当局に交渉した大いなる功績を見逃す訳には行かない。更に便所の改良には村振興会と協議し一件に対して五〇〇〇円の補助金を出す等の促進策を講じ全村の半數位は便所を改良し理想郷の實現も遠くないことではあるまい。



日 米 徴 章

株式 会社

新潟市東中通り一番町
電話 9.857 番